

木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準(第4条・第5条)

第3章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第6条—第8条)

第4章 夜間対応型訪問介護(第9条—第11条)

第4章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針(第11条の2)

第2節 運営に関する基準(第11条の3—第11条の6)

第3節 共生型地域密着型通所介護の基本方針及び運営に関する基準(第11条の7—第11条の9)

第4節 指定療養通所介護の基本方針及び運営に関する基準(第11条の10—第11条の12)

第5章 認知症対応型通所介護(第12条—第16条)

第6章 小規模多機能型居宅介護(第17条—第19条)

第7章 認知症対応型共同生活介護(第20条—第22条)

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護(第23条—第25条)

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針(第26条)

第2節 設備に関する基準(第27条)

第3節 運営に関する基準(第28条—第30条)

第4節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針及び運営に関する基準(第31条—第33条)

第10章 看護小規模多機能型居宅介護(第34条—第36条)

第11章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準(第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準、同法第78条の4第1項の規定による指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに同法第78条の4第

2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員等 木更津市暴力団排除条例(平成24年木更津市条例第5号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。次項において同じ。)とする。

2 前項の法人の役員等(法第70条第2項第6号の役員等をいう。)又は病床を有する診療所を開設している者は、暴力団員等であってはならない。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第5条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下の数とする。

第3章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(基本方針)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(記録の保存期間)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、基準省令第3条の40第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(利益の供与の禁止)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことの対償として、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与(金品その他の財産上の利益の供与をいう。次項において同じ。)をしてはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は暴力団の運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与をしてはならない。

第4章 夜間対応型訪問介護

(基本方針)

第9条 指定夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(記録の保存期間)

第10条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、基準省令第17条第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第11条 第8条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。

第4章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第11条の2 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 運営に関する基準

(非常災害対策)

第11条の3 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の計画の内容を利用者及びその家族に周知しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害時に備え必要な物資の確保に努めるものとする。

(記録の保存期間)

第11条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第36条第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(食事)

第11条の5 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の食事の提供に当たっては、木更津市産業振興基本条例(平成24年木更津市条例第7号)の趣旨にのっとり、市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又はこれらを加工した食品を使用した食事の提供に努めるものとする。

(準用)

第11条の6 第8条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

第3節 共生型地域密着型通所介護の基本方針及び運営に関する基準

(基本方針)

第11条の7 共生型地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(記録の保存期間)

第11条の8 共生型地域密着型通所介護事業者は、基準省令第37条の3の規定により準用する基準省令第36条第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第11条の9 第8条、第11条の3及び第11条の5の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

第4節 指定療養通所介護の基本方針及び運営に関する基準

(基本方針)

第11条の10 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(記録の保存期間)

第11条の11 指定療養通所介護事業者は、基準省令第40条の15第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第11条の12 第8条、第11条の3及び第11条の5の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

第5章 認知症対応型通所介護

(基本方針)

第12条 指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第13条 削除

(記録の保存期間)

第14条 指定認知症対応型通所介護事業者は、基準省令第60条第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第15条 削除

(準用)

第16条 第8条、第11条の3及び第11条の5の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

第6章 小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第17条 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようになるものでなければならない。

(記録の保存期間)

第18条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、基準省令第87条第2項第3号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第19条 第8条、第11条の3及び第11条の5の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

第7章 認知症対応型共同生活介護

(基本方針)

第20条 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の保存期間)

第21条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、基準省令第107条第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第22条 第8条、第11条の3及び第11条の5の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第23条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(記録の保存期間)

第24条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、基準省令第128条第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第25条 第8条、第11条の3及び第11条の5の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第26条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活

上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 設備に関する基準

(設備)

第27条 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、市長が必要と認める場合は、4人以下とすることができる。
- (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とする。
- (3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

第3節 運営に関する基準

(食事)

第28条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(記録の保存期間)

第29条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、基準省令第156条第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第30条 第8条、第11条の3及び第11条の5第2項の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

第4節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第31条 第26条及び第28条の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針及び食事に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第32条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(食事)

第33条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第1項の食事の提供に当たっては、木更津市産業振興基本条例の趣旨にのっとり、市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又はこれらを加工した食品を使用した食事の提供に努めるものとする。

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第34条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第59条に規定する基本方針及び第17条に規定する基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(記録の保存期間)

第35条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、基準省令第181条第2項第6号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第36条 第8条、第11条の3及び第11条の5の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

第11章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準

(指定地域密着型サービスに関するその他の基準)

第37条 第3条及び第6条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第7条、第10条、第11条の4、第14条、第18条、第21条、第24条、第29条及び第35条の規定は、この条例の施行の日以後に完結する記録から適用する。

附 則(平成27年3月21日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月15日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

(木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

2 木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年木更津市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

附 則(平成30年3月14日条例第12号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。